

独立行政法人改革に関する 中小企業退職金共済法の改正について

平成26年12月3日
厚生労働省労働基準局

これまでの検討経緯等	3
法改正を要する事項の概要	5

1 資産運用に係るリスク管理体制の強化

1－① 資産運用委員会の設置	7
(参考) 現行の資産運用のガバナンス体制	8
1－② 合同運用の実施	9

2 制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直し

2－① 制度間通算における全額移換の実施	11
2－② 特定退職金共済事業からの資産移換	14
2－③ 確定拠出年金（DC）への資産移換	18
(参考) DB・DC・特退共の仕組み	19
2－④ 企業間通算の申出期間の延長	20
2－⑤ 未請求退職金発生防止対策の強化	21
2－⑥ 退職金の不支給期間の短縮	22

これまでの検討経緯等

- 平成25年2月以降、政府において独立行政法人改革に関し議論を実施。同年12月、具体的な方針を閣議決定。

※ 勤労者退職金共済機構は、事務・事業の見直し等を実施した上で、国庫補助の削減を行うこととされた。

- 閣議決定の内容は、第53回・第54回中小企業退職金共済部会においてご報告。

政府における検討の経緯

平成25年2月28日

独立行政法人に関する有識者懇談会 設置

9月20日

行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会（分科会）設置

12月20日

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（分科会報告）

12月24日

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（閣議決定）

平成26年8月29日

「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（行政改革推進本部決定）

中小企業退職金共済部会における経緯

平成25年12月6日

第53回中退部会：独立行政法人改革の状況の報告（分科会の議論等）

平成26年2月21日

第54回中退部会：独立行政法人改革の状況の報告（分科会報告、閣議決定等）

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）

【勤労者退職金共済機構】

- ・ 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、**金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る**。特に、中小企業退職金共済事業における資産の運用実績を踏まえ、**実効性あるリスク管理体制を整備する**。
- ・ 中小企業退職金共済事業について、**未請求退職金発生防止及び短期離職者対策の強化**に加え、**転職した際の退職金の通算措置期間の延長等を通じた事務の効率化**を進め、当該事業における事務費の国庫補助の縮減を図る。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について

（平成25年12月20日行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会報告）

- ・ 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、**金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るべき**である。特に、中小企業退職金共済事業において、かつて多額の累積欠損金が生じる状況があったことを踏まえ、**外部の専門家による監視体制の強化等の実効性あるリスク管理体制を整備**することが必要である。
- ・ 中小企業退職金共済事業について、**住基ネットの活用による未請求退職金発生防止対策の強化及び退職金の支給要件である加入期間の見直しによる短期離職者への対応の強化**に加え、従業員が転職した場合においてその前後の掛金納付月数を通算する**企業間通算及び特定退職金共済事業・確定拠出年金制度**との間で事業主が納めた掛金等に相当する資産を引き渡す**制度間通算の拡充によるポータビリティの向上等**を通じた事務の効率化を進めることを通じ、当該事業における事務費の国庫補助の縮減を図るべきである。

各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）

- ・ 勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業について、未請求退職金発生防止、短期離職者対策の強化及び転職した際の退職金の通算措置期間の延長等を行う。
- ・ （施行日）平成28年4月。

法改正を要する事項の概要

■ 今般の独立行政法人改革の趣旨を踏まえ、以下の事項について検討。

1. 資産運用に係るリスク管理体制の強化

(1) 資産運用委員会の設置

資産運用業務に対するリスク管理機能等を強化するため、資産運用委員会（仮称）を設置する。

(2) 資産運用に係るリスク管理体制の強化 ※財政検証関連

特定業種退職金共済制度の安定的な運営のため、資産の合同運用を認める。

2. 制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直し

(1) 制度間通算における資産の全額移換の実施

中退共制度と特定業種退職金共済制度の間等を移動した場合に、その資産を全額移換できるようにする。

(2) 特定退職金共済事業等とのポータビリティの向上

中退共制度と特定退職金共済事業及び確定拠出年金制度（DC）との間の事業主単位の資産移換を認める。

※ その他、従業員が転職した場合等の掛金納付月数の通算に係る申出期間を延長する。

(3) 未請求退職金発生防止対策の強化

住基ネットを活用することにより、未請求退職金発生防止対策を強化する。

(4) 退職金の不支給期間の短縮 ※財政検証関連

特定業種退職金共済制度における退職金の不支給期間（現在は24ヶ月未満）を短縮できるようにする。

3. 施行日

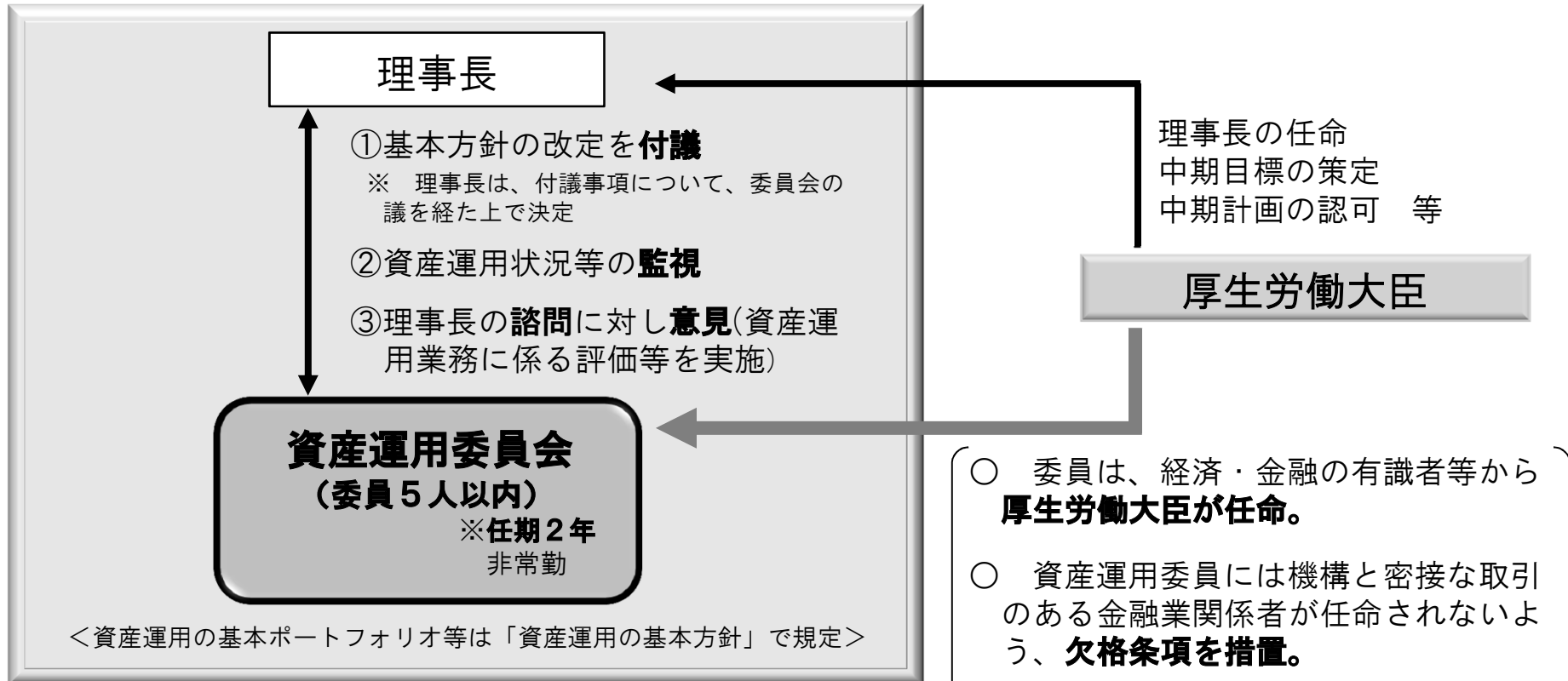
平成28年4月の施行を予定（1.（1）関係は、平成27年10月の施行を予定）

1 資産運用に係るリスク管理体制の強化

1-① 資産運用委員会の設置

■ 勤退機構の資産運用業務に関し実効性あるリスク管理体制を整備するため、厚生労働大臣が任命する委員から構成される資産運用委員会が、資産運用の重要事項に係る審議等を行うこととする。

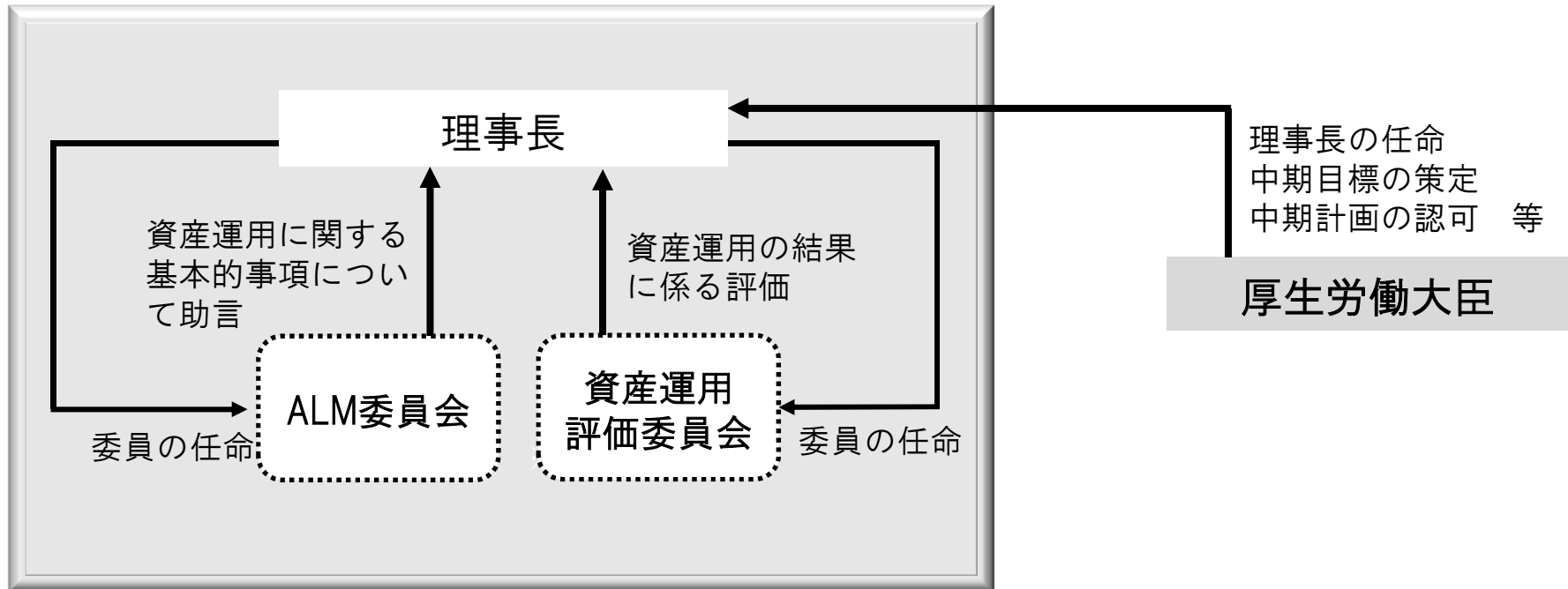
-資産運用に係る新たなガバナンス体制-



(注) 平成28年度以降の基本方針について資産運用委員会が議論する必要があるため、平成27年10月に委員会を立ち上げる予定(他の改正事項に先立って施行)。

(参考) 現行の資産運用のガバナンス体制

- 現在、勤退機構には、資産運用の基本方針に基づき、外部有識者で構成される委員会として「ALM委員会」及び「資産運用評価委員会」を設置。
- ALM委員会は、基本ポートフォリオの策定等、資産運用に関する基本的事項について助言を、資産運用評価委員会は、勤退機構が行う資産運用の結果について事後的に評価を行う。



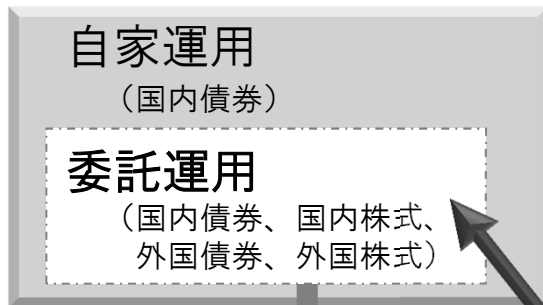
1-② 合同運用の実施

■ 財政検証の結果も踏まえ、林業退職金共済制度におけるリスク管理体制を整備するため、特定業種退職金共済制度と一般の中小企業退職金共済制度との間において運用資産を合同で運用することを可能とする。

-一般の中退共と林退共の合同運用について-

(注) 合同運用の実施は、基本方針の改定が必要(それぞれの業種の実態を踏まえ、理事長が決定)。

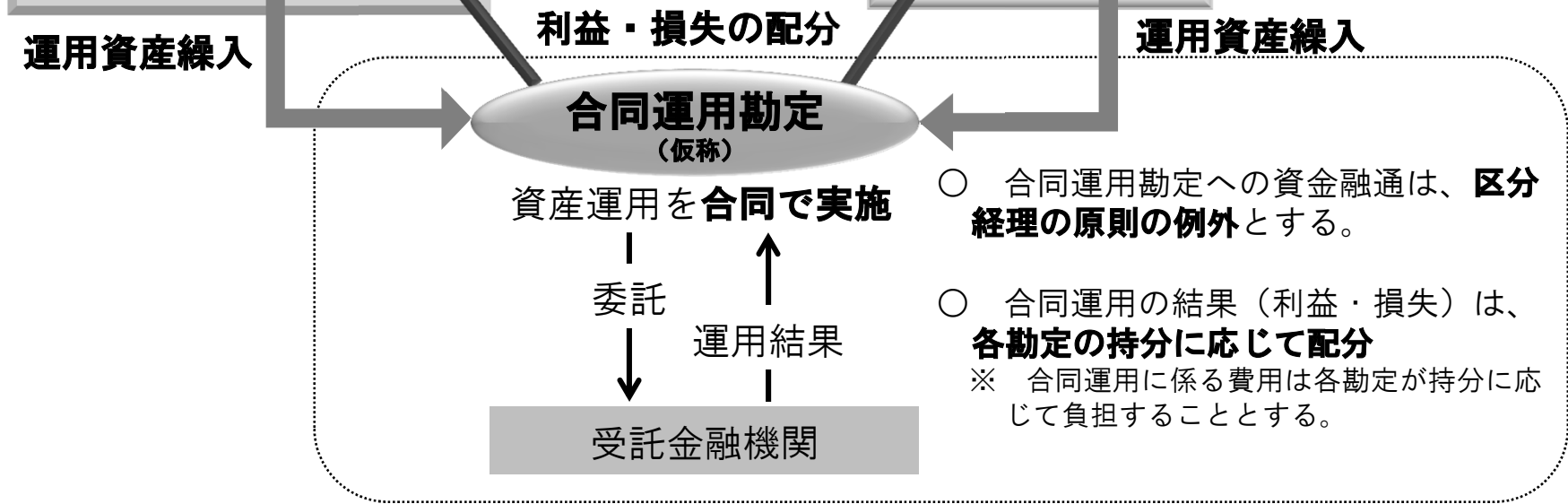
➤ 一般の中退共 (4.3兆円)



➤ 林退共 (136億円)



委託運用と自家運用の比率は、リスク許容度に応じて設定



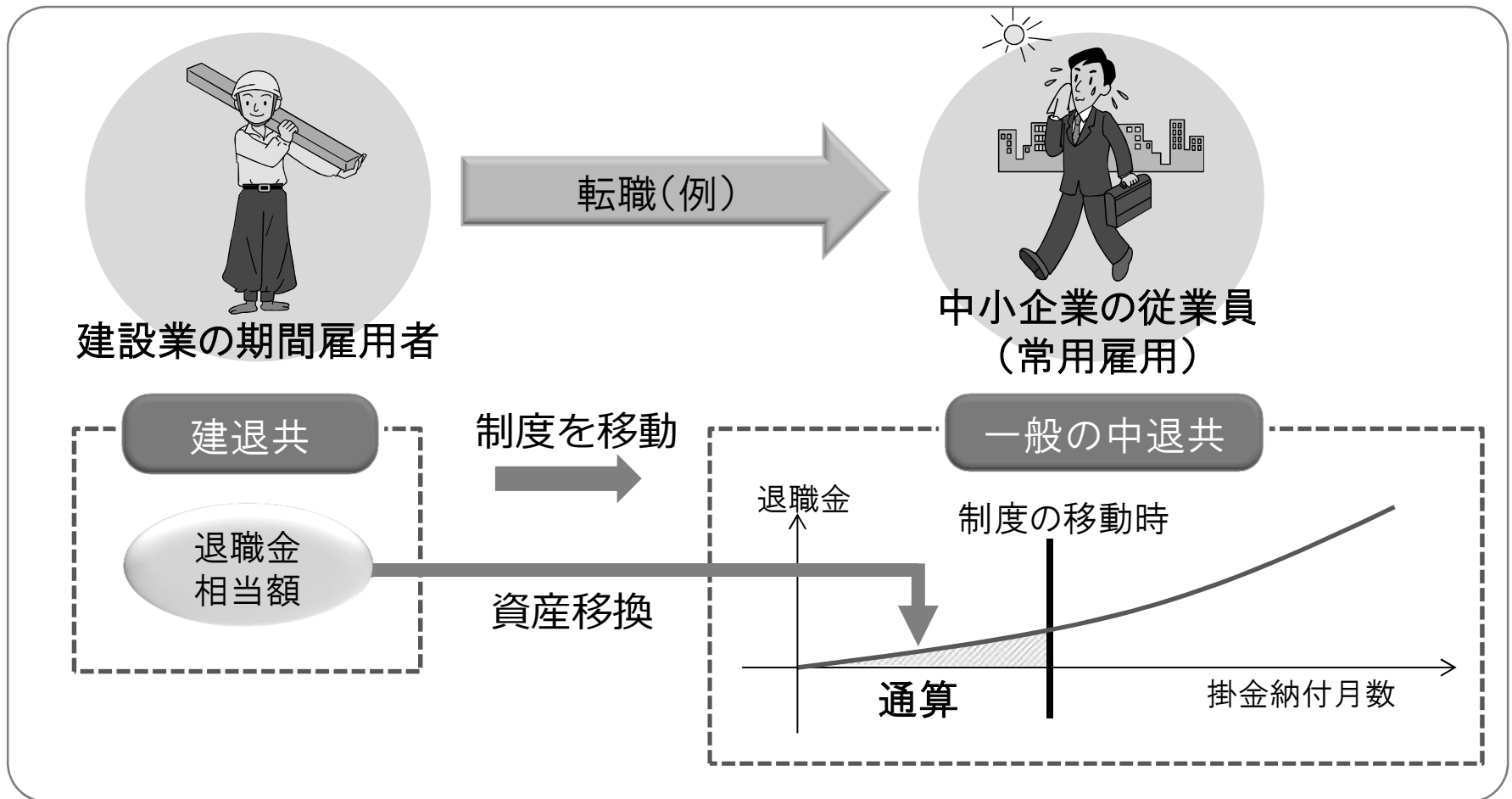
- 合同運用勘定への資金融通は、**区分経理の原則の例外**とする。
- 合同運用の結果(利益・損失)は、**各勘定の持分に応じて配分**
※ 合同運用に係る費用は各勘定が持分に応じて負担することとする。

2 制度のポータビリティの向上等を通じた 事務・事業の見直し

2-① 制度間通算における全額移換の実施

- 被共済者が、転職等により、特定業種退職金共済制度（建設業・清酒製造業・林業）の間又は一般の中退共と特定業種退職金共済制度との間を移動した場合、それぞれの退職金を通算することができる。

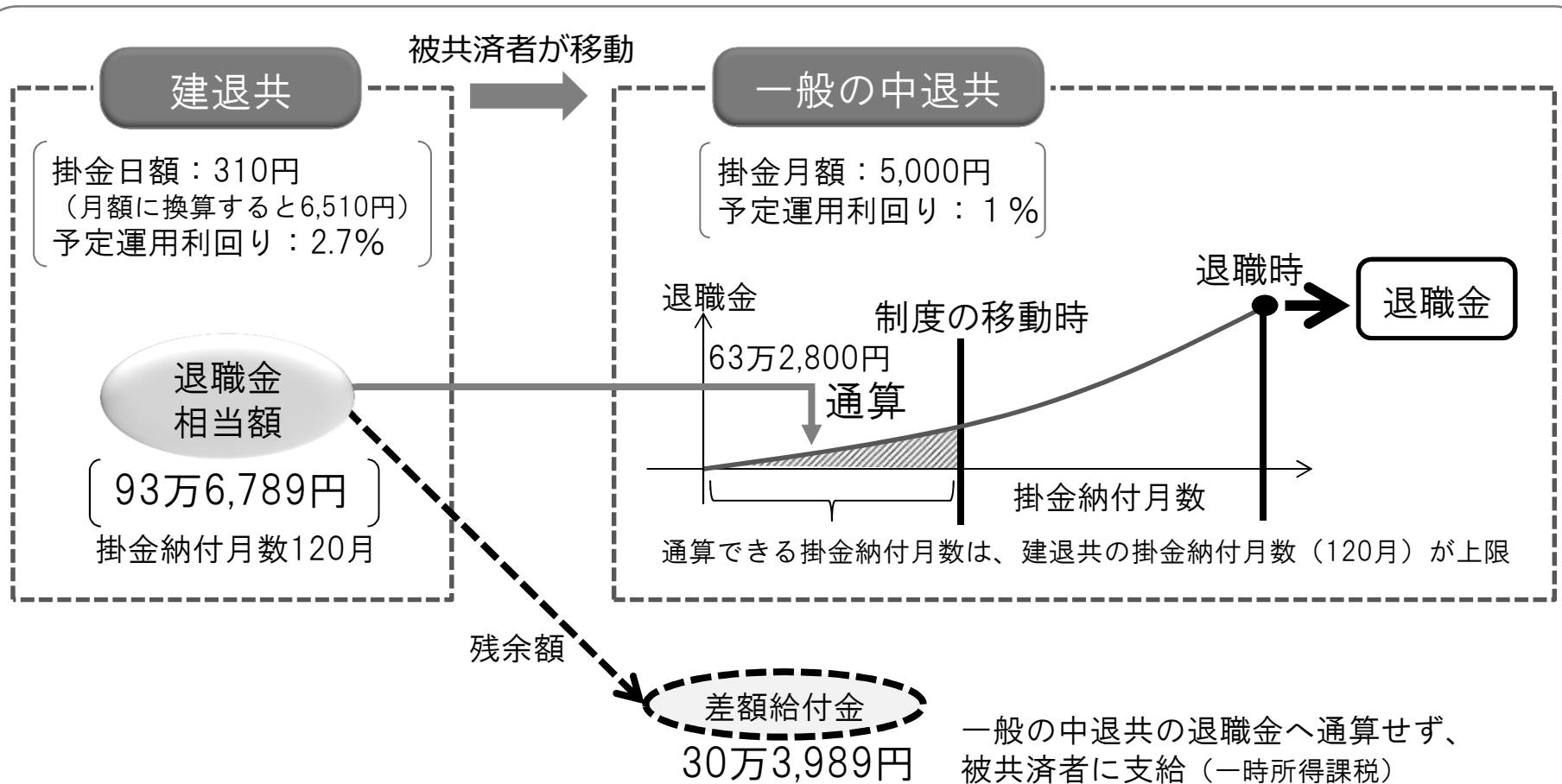
-制度間通算の仕組み（現状）-



2-① 制度間通算における全額移換の実施（続き）

- 制度間通算においては、通算できる退職金額に上限があり、通算できない残余额は、差額給付金として被共済者へ支給されることとなっている。

- 制度間通算の仕組み（現状） -

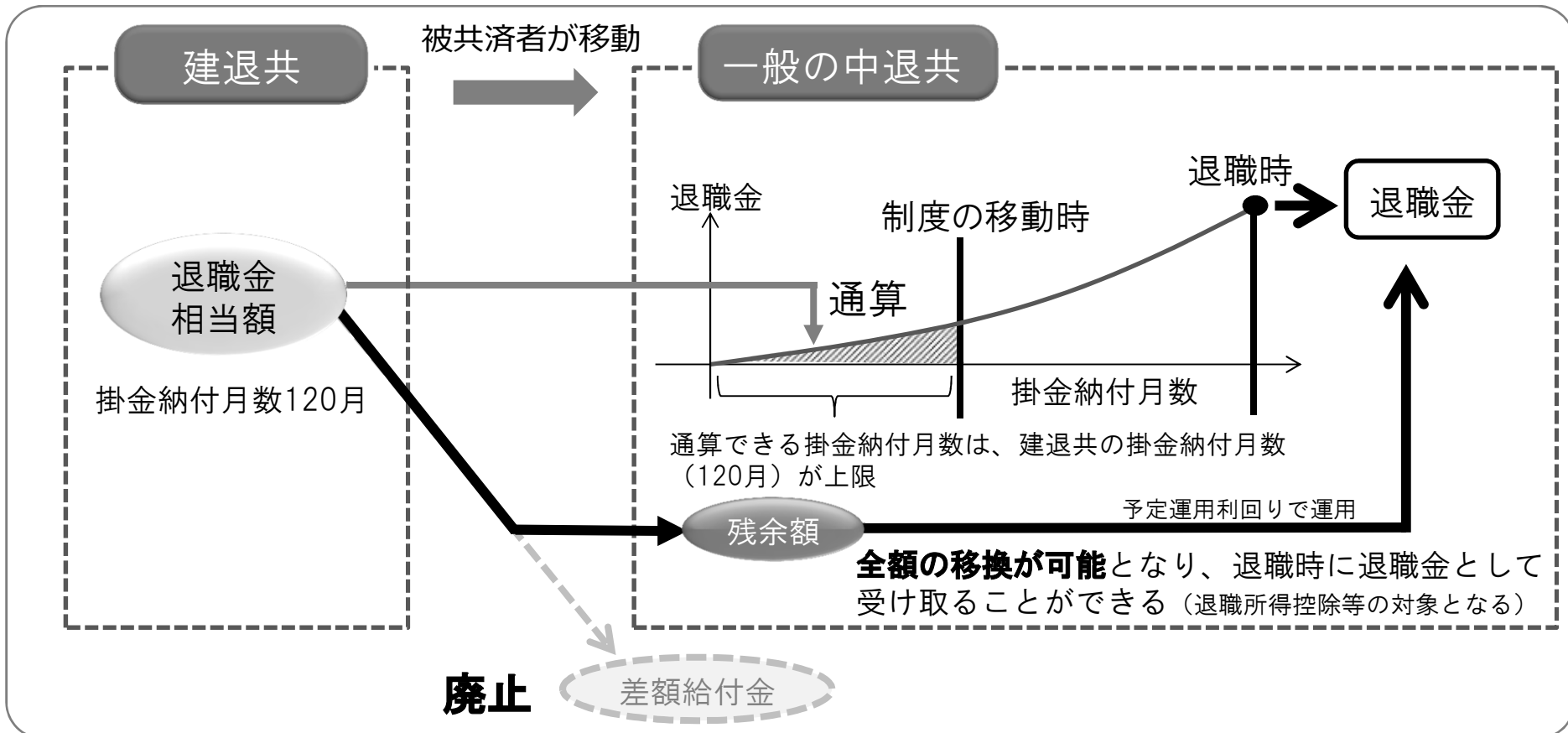


2-① 制度間通算における全額移換の実施（続き）

【税制改正要望中】

- これまで移動先の制度へ通算できる退職金額に上限を設けていたが、ポータビリティの向上及び勤退機構の事務の効率化を図るため、その上限を撤廃し、全額移換を可能とする。

-制度間通算の仕組み（改正案）- （差額給付金の廃止）



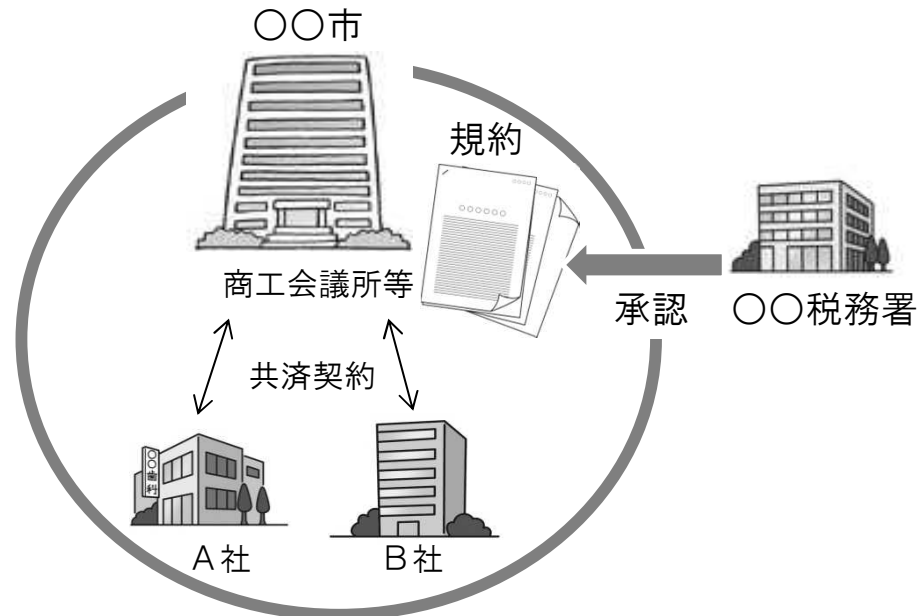
（注）改正法施行日以後に移動元の退職金の支給事由が生じた者について適用する。

2-② 特定退職金共済事業からの資産移換

- 一定の要件を満たすものとして税務署長の承認を受けた団体が実施する退職金共済事業（特定退職金共済事業、以下「特退共」という。）の中には、厳しい運営状況となっているものが一部存在。

【特退共とは】

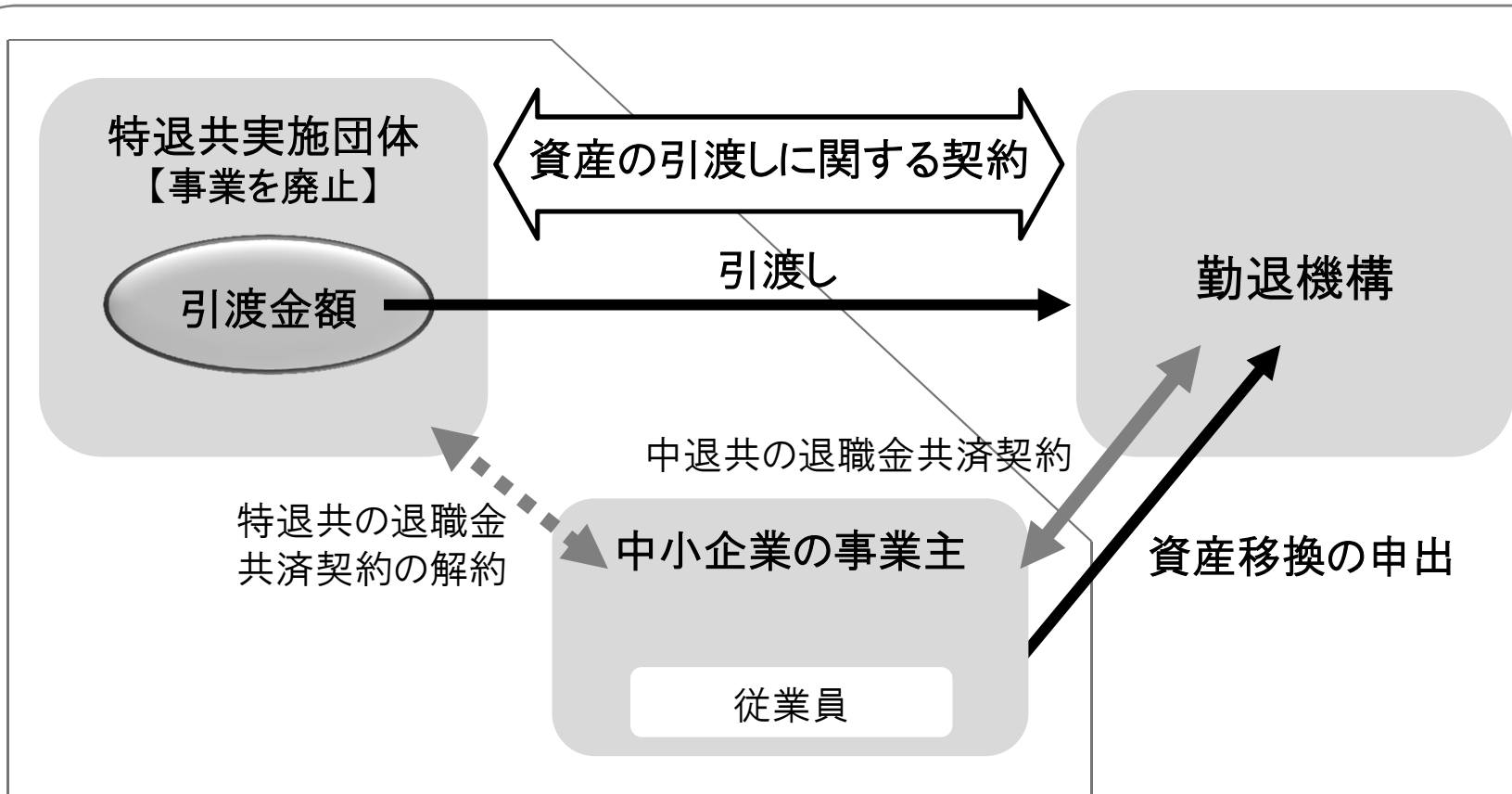
- 特退共とは、退職金共済事業を行う市町村、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会等の法人で、その行う退職金共済事業につき所得税法施行令の要件を満たしていると税務署長の承認を受けた団体が実施する退職金共済事業をいう。
- 退職金額や掛金月額については、それぞれの団体が規約で定めることが必要。



2-② 特定退職金共済事業からの資産移換（続き）

- 特退共に参加している各企業において退職金制度の存続を図るとともに、勤退機構の事務の効率化に資するよう、特退共事業を廃止する団体に係る資産を、事業主単位で中退共へ移換できる制度を措置する。

-特退共からの資産移換について-



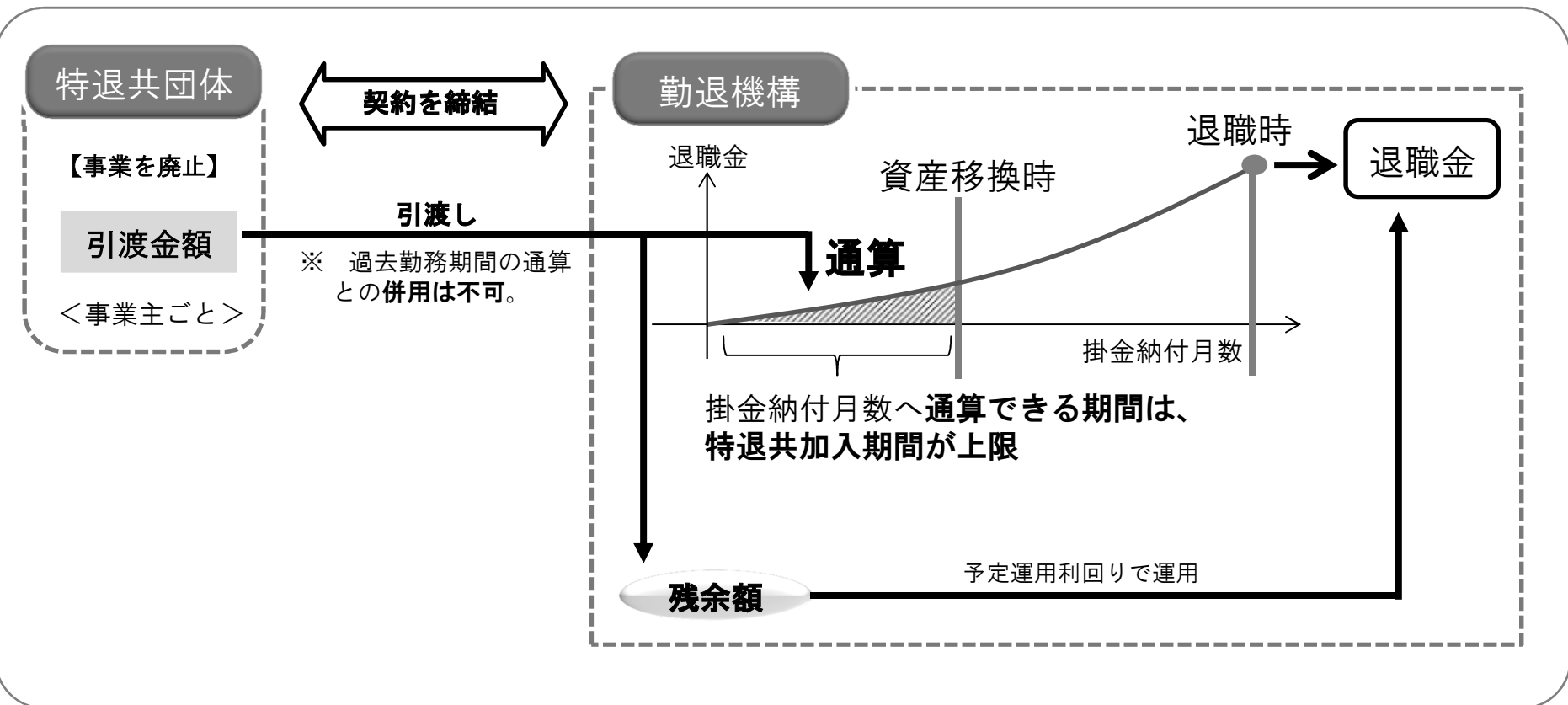
(注) 特退共実施団体が事業を廃止する前から引き続き中退共に参加している事業主も資産移換を認める。

2-② 特定退職金共済事業からの資産移換（続き）

【税制改正要望中】

- 特退共から移換された資産は、原則、中退共の掛金納付月数に通算し、残余额は退職時に併せて退職金として支給する仕組みとする。
※厚生年金基金からの資産移換（平成26年4月施行）と同様のスキーム。

-退職金への通算について-

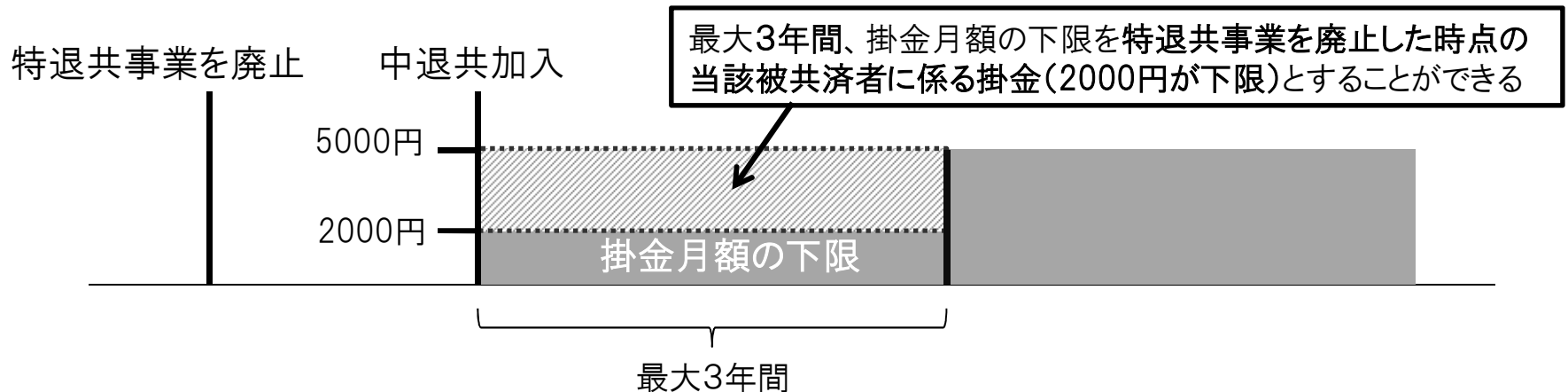


※ 特退共から資産移換を行った事業主は、新規加入に係る掛金負担軽減措置の対象とはしない。

2-② 特定退職金共済事業からの資産移換（続き）

掛金月額の変遷措置について

- 特退共では掛金月額の下限は法令上定めがなく、一般的には1000円となっているのに対し、中退共の掛金月額の下限は5000円となっており、資産移換を行う事業主にとっては負担増となる可能性。
 - ※ 既存の中退共の共済契約者との均衡のため、恒常的な掛金の特例を認めることは困難。
- 事業主の負担を軽減し円滑な移換を実現するため、中退共に参加したときから**3年**に限り、特退共の実施団体から資産移換を行った被共済者に係る掛金月額については、**特退共事業を廃止した時点の当該被共済者に係る掛金（2000円が下限）以上の掛金**とすることを認める。
 - ※ 経過措置期間中であっても、**掛金の増額（5000円未満の額の範囲内における増額を含む）は可能（5000円未満の額の範囲内における減額は認めない）**。
 - ※ 5000円未満の範囲内における掛金の増額は、掛金月額の変遷に係る掛金負担軽減措置の対象とはしない。

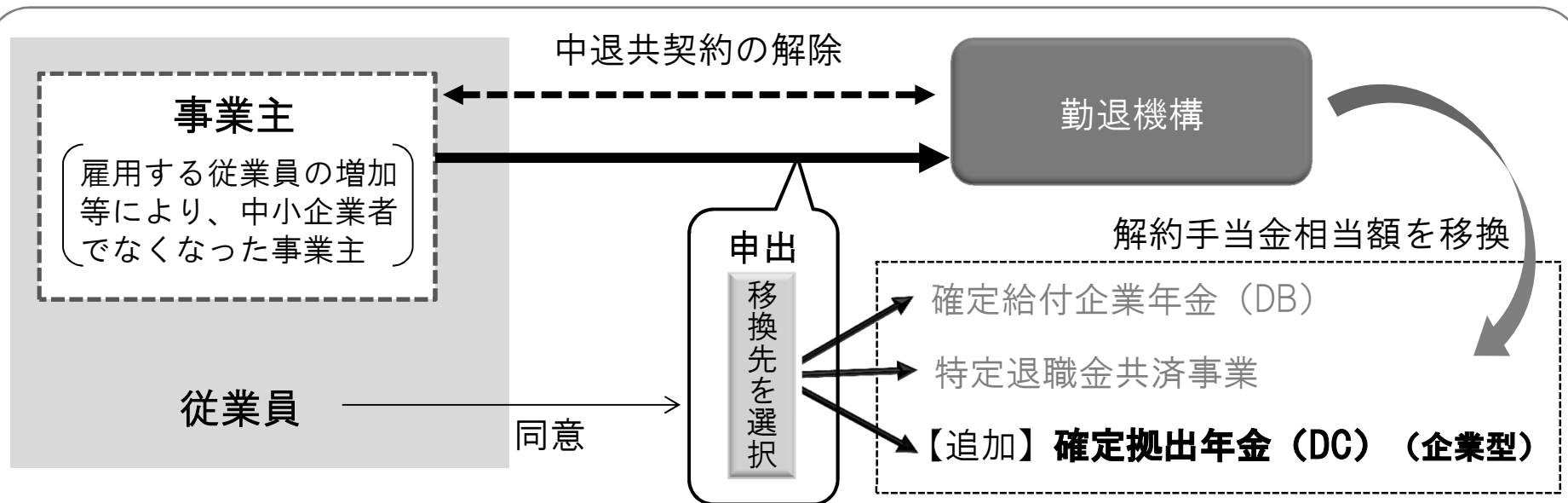


2-③ 確定拠出年金（DC）への資産移換

【税制改正要望中】

- 中退共は加入要件として中小企業の事業主であることが必要のため、事業主が事業の拡大等により中小企業者でなくなった場合、中退共契約は解除される。
- その場合、解除時点における退職金相当額を解約手当金として受け取るか、確定給付企業年金（DB）又は特退共へ資産移換するか選択できるが、勤退機構の事務の効率化及び確定拠出年金（DC）とのポータビリティの向上を図るため、新たにDCをその対象に加える。

-中退共からDCへの資産移換について-



解約手当金を他制度へ移換するか、その支給を受けるかの判断にあたっては、従業員の同意が必要

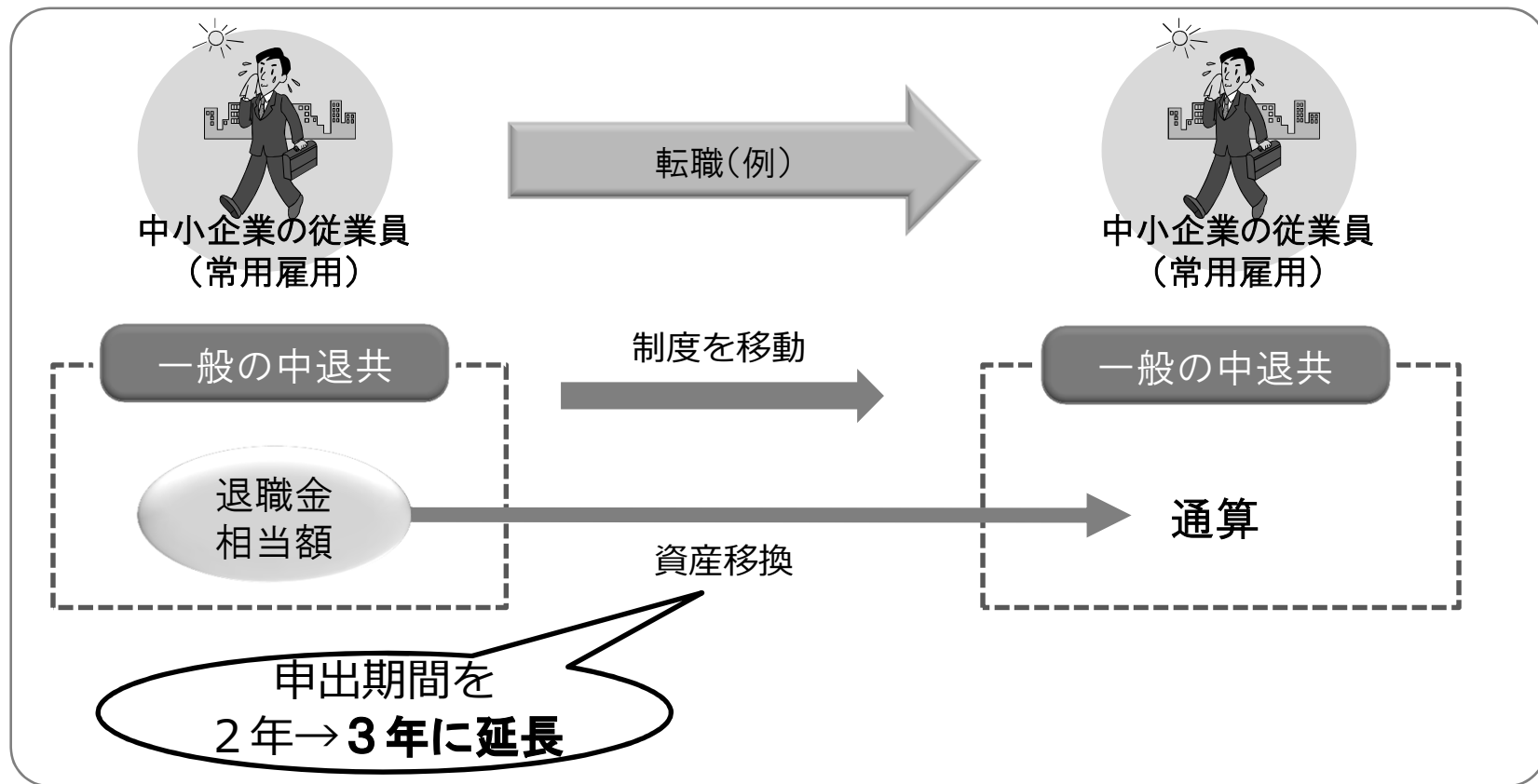
(参考) DB・DC・特退共の仕組み

		確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC) (企業型)	特定退職金共済事業
制度の概要		厚生年金適用事業所に雇用される従業員が対象	厚生年金適用事業所に雇用される従業員が対象	税務署長の承認を受けた団体が実施しており、従業員が対象
		将来の給付を規約等で規定	拠出した掛金と運用益により給付額が決定	拠出した掛金と予定運用利回りにより給付額が決定
拠出の仕組み	拠出者	事業主	事業主	事業主
	マッチング拠出の有無	加入者による拠出が可能	加入者による拠出が可能	—
	拠出限度額	なし	あり (月5.5万円)	あり (月3万円)
給付の仕組み	支給開始年齢	60～65歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時	60歳以上70歳以下の請求時 (加入期間が10年に満たない場合は年齢に制約あり)	退職時
	支給開始年齢到達前の中途引き出し	制限なし	原則不可	—
	加入可能年齢	70歳まで	65歳まで	—
	支給方法	年金か一時金か受給権者が選択 年金支給期間等は労使が選択	年金か一時金か受給権者が選択 年金支給期間等は受給権者が選択	年金か一時金か受給権者が選択 (受給要件等は各規約で規定)

2-④ 企業間通算の申出期間の延長

- 被共済者が、転職等により、一般の中退共の間、特定業種退職金共済制度（建設業・清酒製造業・林業）の間又は一般の中退共と特定業種退職金共済制度との間を移動した場合、退職後2年以内に申し出れば退職金を通算することができる。
- ポータビリティの向上及び勤退機構の事務の効率化を図るため、その申出の期限を、退職後3年以内まで延長することとする。

- 申出期間の延長 -



(注) 改正法施行日時点において、通算の申出を行う権利を有している者及び同日以後退職した者に適用する
(法施行日において既に退職後2年を経過している被共済者には適用しない)。

2-⑤ 未請求退職金発生防止対策の強化

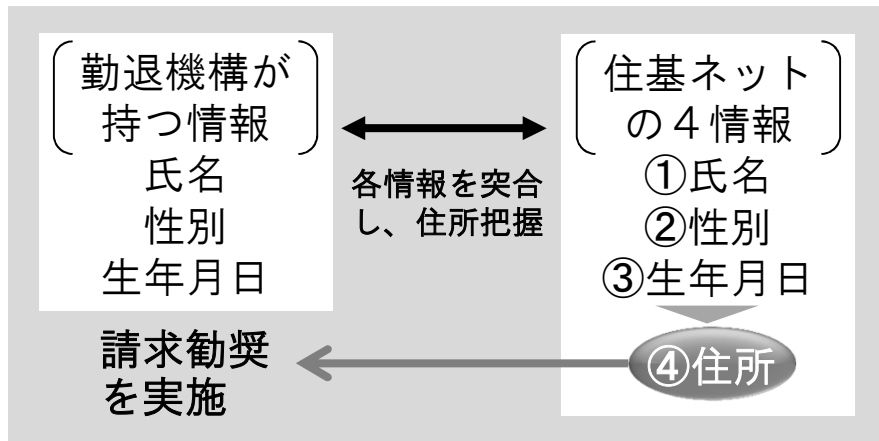
- 未請求退職金の発生割合は減少傾向にあるが、退職金を着実に支給するため、取組みを強化することが必要（過去、閣議決定等において累次の指摘）。
- 勤退機構においてこれまでも様々な対策を講じてきているが、取組みを更に強化するため、住基ネットの活用のための措置を講じる。

※ 未請求退職金は、被共済者が退職金の請求を失念していること等により、退職後、勤退機構に対し退職金の請求を行わないことにより発生。
※ 手帳の長期未更新対策が必要な特定業種退職金共済においても、同様の措置を講じる。

【住基ネットの活用について】

- 中退法において、機構による退職金受給に係る情報提供（**請求勧奨**）を規定する。
- ただし、それを行うにあたり、住所が確認できない被共済者も存在。特に、退職後の従業員の住所を把握している事業所は少なく、機構が連絡を行うのは困難な状況。
- 新たに**住基ネットを活用し住所確認を行う**ことにより、これまで連絡を取ることができなかった者についても、請求勧奨を行うことが可能となる。 ※住民基本台帳法の改正が必要
- 併せて、住基ネットの活用の際し、**個人番号（マイナンバー）を使用**できるようにするため、必要な措置を講じる。

例：退職金未請求者の住所確認



※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の改正が必要

2-⑥ 退職金の不支給期間の短縮

- 特定業種退職金共済制度における退職金の不支給期間は、現在24月未満となっている。
- 今般の財政検証を議論した前回の中退部会において、建設業退職金共済制度における不支給期間については、一般の中退共と同じ12月未満に短縮することが適当との意見。

<第56回中退部会（平成26年10月6日）でお示した考え方>

- 現在、技能労働者の確保が課題となる中で短期離職者対策の強化が求められており、
 - ① 人材確保の観点から、短期離職者に対する建退共の魅力を増す必要が高まっている
 - ② 建退共における掛金の平均納付期間が、一般の中小企業退職金共済制度と比較して短い傾向が見られる（平成25年度で一般中退は125月、建設業は110月）
 - ③ 不支給期間を短縮することのできる財政基盤を有している

こと等を考慮すると、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に即しつつ、一般中退の不支給期間と合わせる形で、建設業退職金共済制度における不支給期間を1年に短縮することが適当ではないか。

特定業種のうち、**厚生労働大臣が指定する業種**については、**退職金の不支給期間を12月未満に短縮できるようにする。**

（注）不支給期間の短縮は、改正法施行日以後に特定業種退職金共済制度の退職金の受給資格を得た者について適用する。